

平成24年12月28日

公益財団法人日本関税協会
大阪支部事務局長 殿

大阪税関業務部
管理課長 田中清和

バター等に係る輸入数量を基準とする
特別緊急関税の発動について

平素は税関行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、標記のことについて、平成24年4月1日から平成24年11月30日までの期間における関税暫定措置法別表第1の6第11項に定める物品の輸入数量が、同法第7条の3第1項に規定する輸入基準数量を超えることとなったことから、同項の規定に基づき、平成25年1月1日から平成25年3月31日までの期間に輸入される当該物品について、下記のとおり、特別緊急関税が課されることとなりました。

つきましては、貴会会員の皆様に周知していただきますよう、よろしく願いいたします。

記

該当物品	税表番号	統計品目番号	関税率（発動後）	
関税暫定措置法別表第1の6第11項（バター等）	0405.10-1	0405.10-110	39.7%+507.33円/kg	
		0405.10-121		
		0405.10-129		
	0405.20	0405.20-010		
		0405.20-090		
	0405.90-1	0405.90-110		
		0405.90-190		
	0405.10-2	0405.10-210		39.7%+596.33円/kg
		0405.10-221		
		0405.10-229		
0405.90-2	0405.90-210			
	0405.90-221			
	0405.90-229			

※塗りつぶし部分については、国家貿易又は関税割当対象品目で特別緊急関税対象外。

不明な点がございましたら、業務部通関総括第1部門
(06-6576-3243)までお問い合わせください。